

産業廃棄物処分業許可証

住所 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の3

氏名 株式会社アネスティ 代表取締役 永根 悦郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 内 舘 茂



許可の年月日 令和 6年 4月28日

許可の有効年月日 令和11年 4月27日

1. 事業の範囲

中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
- 以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

・移動式破碎施設 I

ア 設置場所

排出事業場(駐機場:宮城県黒川郡大郷町川内字南別所1番1, 2番2
2番3, 2番21, 2番22, 12番2, 北中別所26番1, 26番5,
28番, 29番1)

イ 設置年月日

平成26年3月6日

ウ 処理能力

272t/日(34t/時間)

エ 設置許可年月日

平成26年3月4日

オ 設置許可番号

25盛廃第517-1号

・移動式破碎施設 II

ア 設置場所

排出事業場(駐機場:宮城県黒川郡大郷町川内字南別所1番1, 2番2
2番3, 2番21, 2番22, 12番2, 北中別所26番1, 26番5,
28番, 29番1)

イ 設置年月日

平成26年3月6日

ウ 処理能力

496t/日(62t/時間)

エ 設置許可年月日

平成26年3月4日

オ 設置許可番号

25盛廃第517-2号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

(以下、裏面記載)

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 4月28日 当初許可

平成31年 4月28日 更新許可

令和 6年 4月28日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白